

【質問・回答】

案件名 指令所清掃業務

2024/9/5 質問

No. 4

No.	質問内容	回答
1	<p>定期清掃<別紙3について></p> <p>(1)「照明器具清掃」対象の「照明器具」の種類とそれぞれの数量を御教示ください。</p> <p>(2)「換気口清掃」の対象となるの「吹出口、吸込口」の形状、大きさとそれぞれの個数を御教示ください。</p> <p>(3)「ブラインド清掃」の対象となる「ブラインド」の形式はパーチカル又はベネシヤンのどちらになるのでしょうか？</p> <p>(4)別紙3の2F休憩室では「窓ガラス清掃」と「ブラインド清掃」を実施することになっていますが、「定期清掃(窓・ブラインド)面積集計表」には、これらの面積が記載されていません。定期清掃対象外という理解でよろしいのでしょうか？対象に含まれる場合は、これらの面積をご教示ください。</p> <p>日常清掃<指令所清掃区分別面積明細について></p> <p>小表の“「ごみ収集」作業と『別紙2 指令所清掃業務 日常清掃業務』に2F会議室・事務室・ロッカールーム、指令室、タイプライター室・休憩室、ならびに1F男女トイレと2F男子トイレの作業内容として示された「塵芥処理」作業は、同じ作業でしょうか？それとも別の作業でしょうか？</p> <p>例えば、『別紙2』の「塵芥収集」は「床以外」の日常清掃として実施される作業で、『指令所清掃区分別面積明細』に示された「ごみ処理」はごみの運搬・分別・梱包の作業を意味するのでしょうか？</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>(1)照明器具の種類は40形蛍光灯2灯用が108個としております。</p> <p>(2)換気口の種類は吸込口300×300程度が33個としております。</p> <p>(3)ベネシヤンです。</p> <p>(4)定期清掃対象です。定期清掃(窓・ブラインド)面積集計表の2F事務室24.865㎡の8カ所(各カ所同サイズ)のうち、2F休憩室はそのうちの2カ所となります。ブラインドも同様です。</p> <p>・同じ作業になります。</p> <p>・そのとおりですが、梱包は除いています。</p>